

新たに認可・認定を受けて  
令和3年4月から事業を開始する予定施設等の  
利用定員について

令和2年10月12日

## ▼今回設定する利用定員の取扱い

- ・令和3年4月からの事業開始を目指し、内示を行った新たに認定こども園へ移行予定の施設の利用定員を仮設定し、令和3年度の2号及び3号認定子どもの新規入園募集(令和2年11月下旬実施予定)の定員に反映させる。

(※既存の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業については、令和2年度の利用定員で募集予定)

- ・なお、既存施設の利用定員の変更分(既存施設から利用定員の変更申請があった場合のみ)も含めて、正式な市内全体の令和3年度の利用定員については、令和3年1月開催予定の当部会で改めて協議を行い、設定する。

## ▼今回仮設定する利用定員の対象施設

- ・令和2年度第1回「松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会」で認可が相当と答申された幼保連携型認定こども園並びに幼保連携型以外の認定こども園で認定基準を満たした施設で、それぞれ内示を行った施設の合計2施設

(※各施設の状況は市のホームページで、令和2年度内公開中)

- ・令和3年4月から利用定員を増加する予定の施設

## ▼今回仮設定する利用定員

次ページ以降参照(P2～P3)

# 利用定員について

## ▼令和3年4月からの事業実施を目指し、認可・認定の内示を行った施設

### (1) 幼保連携型認定こども園: 1施設

区域	園名	2年度の 施設形態	増減	設定する利用定員(令和3年度)						合計	
				教育 1号	保育						計 (2号+3号)
					2号	3号			小計		
						0歳	1, 2歳				
⑦北部	認定こども園 コイノニア幼稚園	保育所型 認定 こども園	2年度	3	32	7	21	28	60	63	
			3年度	<b>3</b>	<b>32</b>	<b>7</b>	<b>21</b>	28	60	63	
			増減数	0	0	0	0	0	0	0	

### (2) 幼稚園型認定こども園: 1施設

区域	園名	2年度の 施設形態	増減	設定する利用定員(令和3年度)						合計	
				教育 1号	保育						計 (2号+3号)
					2号	3号			小計		
						0歳	1, 2歳				
⑧北条	認定こども園 あい幼稚園	新制度 幼稚園	2年度	60						60	
			3年度	<b>35</b>	<b>24</b>	<b>0</b>	<b>6</b>	6	30	65	
			増減数	▲ 25	24	0	6	6	30	5	

※認定こども園あい幼稚園の幼稚園としての従来の認可定員は120人

# 利用定員について

## ▼令和3年4月から利用定員を増加する予定の施設

区域	園名	2年度の施設形態	増減	設定する利用定員(令和3年度)						
				教育 1号	保育				計 (2号+3号)	合計
					2号	3号		小計		
						0歳	1, 2歳			
③東部	ユーミー 保育園 たかのこ	事業所内保育事業 (保育所型)	2年度			7	32	39	39	39
			3年度		23	7	26	33	56	56
			増減数	0	23	0	▲6	▲6	17	17

※事業所内保育事業は、地域枠のみの利用定員

## ▼令和3年度の利用定員の増減見込み(令和2年度中に認可・認定の内示を行った施設等の前年度比増減等)

区域	施設類型	施設名	教育 1号	2号	保育			計 (2号+3号)	合計
					3号		小計		
					0歳	1, 2歳			
③東部	事業所内保育事業(保育所型)	ユーミー保育園たかのこ	0	23	0	▲6	▲6	17	17
⑦北部	幼保連携型 認定こども園	認定こども園 コイノニア幼児園	0	0	0	0	0	0	0
⑧北条	幼稚園型 認定こども園	認定こども園あい幼稚園	▲25	24	0	6	6	30	5
合計			▲25	47	0	0	0	47	22

※数値は令和2年度との比較値

# 利用定員について

## ～令和3年度利用定員見込み～

### ①教育・保育給付認定別

区域	区分	教育			保育				合計 (教育+保育)	
		1号	私学助成等 幼稚園	計	2号	3号				計 (2号+3号)
						0歳	1, 2歳	小計		
①中心部	2年度	1,200	820	2,020	1,265	232	954	1,186	2,451	4,471
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3年度	1,200	820	2,020	1,265	232	954	1,186	2,451	4,471
②北東部	2年度	227	334	561	172	27	90	117	289	850
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3年度	227	334	561	172	27	90	117	289	850
③東部	2年度	894	470	1,364	408	71	339	410	818	2,182
	今回増減	—	—	—	23	0	▲ 6	▲ 6	17	17
	3年度	894	470	1,364	431	71	333	404	835	2,199
④南部	2年度	1,683	960	2,643	850	184	553	737	1,587	4,230
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3年度	1,683	960	2,643	850	184	553	737	1,587	4,230
⑤西部	2年度	198	1,735	1,933	716	83	362	445	1,161	3,094
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3年度	198	1,735	1,933	716	83	362	445	1,161	3,094

# 利用定員について

区域	区分	教育			保育				合計 (教育+保育)	
		1号	私学助成等 幼稚園	計	2号	3号		計 (2号+3号)		
						0歳	1, 2歳			小計
⑥北西部	2年度	367	315	682	234	40	171	211	445	1,127
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	<b>3年度</b>	<b>367</b>	<b>315</b>	<b>682</b>	<b>234</b>	<b>40</b>	<b>171</b>	<b>211</b>	<b>445</b>	<b>1,127</b>
⑦北部	2年度	622	0	622	473	80	294	374	847	1,469
	今回増減	0	—	0	0	0	0	0	0	0
	<b>3年度</b>	<b>622</b>	<b>0</b>	<b>622</b>	<b>473</b>	<b>80</b>	<b>294</b>	<b>374</b>	<b>847</b>	<b>1,469</b>
⑧北条	2年度	270	100	370	309	41	174	215	524	894
	今回増減	▲ 25	—	▲ 25	24	0	6	6	30	5
	<b>3年度</b>	<b>245</b>	<b>100</b>	<b>345</b>	<b>333</b>	<b>41</b>	<b>180</b>	<b>221</b>	<b>554</b>	<b>899</b>
⑨中島	2年度	10	0	10	21	0	10	10	31	41
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	<b>3年度</b>	<b>10</b>	<b>0</b>	<b>10</b>	<b>21</b>	<b>0</b>	<b>10</b>	<b>10</b>	<b>31</b>	<b>41</b>
合計	2年度	5,471	4,734	10,205	4,448	758	2,947	3,705	8,153	18,358
	今回増減	▲ 25	0	▲ 25	47	0	0	0	47	22
	<b>3年度</b>	<b>5,446</b>	<b>4,734</b>	<b>10,180</b>	<b>4,495</b>	<b>758</b>	<b>2,947</b>	<b>3,705</b>	<b>8,200</b>	<b>18,380</b>

※1号は、認定こども園及び新制度幼稚園の利用定員。 ※地域型保育事業の事業所内保育事業の従業員枠は含まない。

※私学助成等幼稚園は、利用定員の設定対象外であるが、「松山市子ども・子育て支援事業計画」の確保内容に含まれるため、参考値として各区域内にある園の認可定員数の合計を記載。

※従前の新制度施設(令和2年度時点の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業)の変更は加味しない。

# 利用定員について

## ②施設区分別

区域	区分	認定こども園							幼稚園			保育所				地域型保育事業			
		教育 1号	2号	3号			計	合計	教育			保育				保育			
				0歳	1, 2歳	小計			1号	私学助成等 幼稚園	合計	2号	3号			合計	3号		合計
													0歳	1, 2歳	小計		0歳	1, 2歳	
①中心部	2年度	1,140	691	86	389	475	1,166	2,306	60	820	880	574	100	456	556	1,130	46	109	155
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3年度	1,140	691	86	389	475	1,166	2,306	60	820	880	574	100	456	556	1,130	46	109	155
②北東部	2年度	35	20	0	0	0	20	55	192	334	526	152	24	74	98	250	3	16	19
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3年度	35	20	0	0	0	20	55	192	334	526	152	24	74	98	250	3	16	19
③東部	2年度	569	165	20	126	146	311	880	325	470	795	243	27	120	147	390	24	93	117
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	▲6	▲6
	3年度	569	165	20	126	146	311	880	325	470	795	243	27	120	147	390	24	87	111
④南部	2年度	1,363	431	82	221	303	734	2,097	320	960	1,280	419	68	233	301	720	34	99	133
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3年度	1,363	431	82	221	303	734	2,097	320	960	1,280	419	68	233	301	720	34	99	133
⑤西部	2年度	198	355	19	114	133	488	686	0	1,735	1,735	361	45	194	239	600	19	54	73
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3年度	198	355	19	114	133	488	686	0	1,735	1,735	361	45	194	239	600	19	54	73

# 利用定員について

区域	区分	認定こども園							幼稚園			保育所				地域型保育事業			
		教育 1号	2号	保育 3号			計	合計	教育			保育				保育			
				0歳	1, 2歳	小計			1号	私学助成等 幼稚園	合計	2号	3号			合計	3号		合計
													0歳	1, 2歳	小計		0歳	1, 2歳	
⑥北西部	2年度	11	69	3	33	36	105	116	356	315	671	165	37	138	175	340	0	0	0
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3年度	11	69	3	33	36	105	116	356	315	671	165	37	138	175	340	0	0	0
⑦北部	2年度	147	138	20	71	91	229	376	475	0	475	335	49	186	235	570	11	37	48
	今回増減	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3年度	147	138	20	71	91	229	376	475	0	475	335	49	186	235	570	11	37	48
⑧北条	2年度	210	45	0	36	36	81	291	60	100	160	264	37	129	166	430	4	9	13
	今回増減	35	24	0	6	6	30	65	▲ 25	—	▲ 25	—	—	—	—	—	—	—	—
	3年度	245	69	0	42	42	111	356	35	100	135	264	37	129	166	430	4	9	13
⑨中島	2年度	10	21	0	10	10	31	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3年度	10	21	0	10	10	31	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2年度	3,683	1,935	230	1,000	1,230	3,165	6,848	1,788	4,734	6,522	2,513	387	1,530	1,917	4,430	141	417	558
	今回増減	35	24	0	6	6	30	65	▲ 25	0	▲ 25	0	0	0	0	0	0	▲ 6	▲ 6
	3年度	3,718	1,959	230	1,006	1,236	3,195	6,913	1,763	4,734	6,497	2,513	387	1,530	1,917	4,430	141	411	552

※私学助成等幼稚園は、利用定員の設定対象外であるが、「松山市子ども・子育て支援事業計画」の確保内容に含まれるため、参考値として各区域内にある園の認可定員数の合計を記載。

※従前の新制度施設(令和2年度時点の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業)の変更は加味しない。



## ～参考～

### <利用定員について>

「子ども・子育て支援新制度」では、教育・保育給付認定こども(1号～3号)に対する施設型給付及び地域型保育給付を法定代理受領により施設等が受けるには、市町村の確認を受ける必要がある。その確認を受ける際には、認可定員の範囲内で子どもの教育・保育給付認定区分ごとに利用定員を設定する。

～各市町村で確認を受ける施設等～

- ・特定教育・保育施設・・・認定こども園、幼稚園、保育所
- ・特定地域型保育事業・・・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

### <利用定員を設定する上での前提事項>

- ・認定こども園、保育所の利用定員は20人以上、幼稚園は最低利用定員を設けない。  
(ただし、幼稚園型、地方裁量型認定こども園は、施設全体で20人以上に設定)
- ・認定区分(1号～3号)ごとに設定する。  
{1号:3～5歳(教育を希望する子ども)、2号:3～5歳(保育を必要とする子ども)、3号:0歳と1・2歳(保育を必要とする子ども)}
- ・保育標準時間及び短時間の区分は行わない。
- ・原則として“認可定員＝利用定員”。  
ただし、定員割れの場合は、利用状況を勘案し、認可定員以下の利用定員の設定が可能。定員超過の場合は、認可定員を実際の利用状況に合わせることを基本。(認可基準を満たし120%未満の弾力運用は可能)

## <利用定員の設定について>

- ・施設及び事業者の意向を考慮し、最近の実利用人数の実績や今後の見込みを踏まえて設定。
- ・地方版子ども・子育て会議等(本市では「松山市子ども・子育て会議」)での意見を聴き、都道府県へ事後の届出が必要。(子ども・子育て支援法第31条第2項、第3項並びに第43条第3項)
- ・利用定員を変更する場合は、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けられていない(新制度の自治体向けFAQ【第17.2版】№104参照)が、総合的に判断していただくために審議を行う。

～参考～

<子ども・子育て支援法第31条、第43条(抄)>

第31条

- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村長は、第1項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

第43条

- 3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

<自治体向けFAQ【第17.2版】№104(抄)>

定員を減少させる場合には3か月前までに施設長が市町村長に届け出ることが必要です。

なお、利用定員を変更する場合、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けられていません。

### <事業所内保育事業における3歳以上児の取扱いについて>

- ・事業所内保育事業は、基本的には満3歳未満児を対象とした事業だが、地域の事情を勘案して、満3歳以上児の保育を行うことも可能(児童福祉法第6条の3第12項)
- ・満3歳以上児の受け入れは、特例地域型保育給付費を支給することが可能(子ども・子育て支援法第30条)

～参考～

#### <児童福祉法第6条の3(抄)>

12 この法律で、事業所内保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、次に掲げる施設において、保育を行う事業
- 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

#### <子ども・子育て支援法第30条(抄)>

第30条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育に要した費用について、(中略)特例地域型保育給付費を支給することができる。

- 3 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定利用地域型保育を受けたとき

#### <自治体向けFAQ【第17.2版】No241(抄)>

地域枠において事業所内保育事業を利用する子どもについては、(中略)、定員の範囲内で特例給付を受けて、引き続き事業所内保育事業を利用することは可能です。(なお、従業員枠において子どもが3歳以上になった場合についても、特例給付を受けて、事業所内保育事業を利用することは可能です。)

#### <平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項について(事務連絡)(抄)>

事業所内保育事業のうち保育所型事業所内保育事業については、利用定員が20人以上とされており、個々の施設や地域の状況によっては、満3歳以上の児童に対する集団保育等の提供体制が確保されていると考えられるため、各市町村において、その他の地域の実情と照らし必要と認める場合においては、満3歳以上の児童の受け入れが可能であるため、適切に運用されたい。

# 利用定員について

## ～教育・保育施設及び地域型保育事業数の推移～

施設種別	公私別	類型等	28年度		29年度		30年度		元年度		2年度		3年度(見込み)		
			施設数	前年度比	施設数	前年度比	施設数	前年度比	施設数	前年度比	施設数	前年度比	施設数	前年度比	
認定こども園	公立	幼保連携型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		幼稚園型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		保育所型	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
		地方裁量型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
	私立	幼保連携型	9	2	11	2	15	4	19	4	19	0	20	1	1
		幼稚園型	4	1	5	1	7	2	7	0	7	0	8	1	1
		保育所型	6	3	7	1	10	3	11	1	11	0	10	▲1	1
		地方裁量型	4	▲1	5	1	4	▲1	4	0	4	0	4	0	0
		小計	23	5	28	5	36	8	41	5	41	0	42	1	1
合計		25	5	30	5	38	8	43	5	43	0	44	1	1	
保育所	公立	直営	14	0	14	0	14	0	14	0	13	▲1	13	0	0
		委託	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	0
		小計	24	0	24	0	24	0	24	0	23	▲1	23	0	0
	私立	—	32	0	31	▲1	27	▲4	22	▲5	22	0	22	0	0
	合計		56	0	55	▲1	51	▲4	46	▲5	45	▲1	45	0	0
幼稚園	国立	—	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	
	市立	—	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	
	私立	新制度	6	1	7	1	10	3	12	2	12	0	11	▲1	1
		私学助成等	26	▲4	23	▲3	16	▲7	14	▲2	14	0	14	0	0
		小計	32	▲3	30	▲2	26	▲4	26	0	26	0	25	▲1	1
合計		38	▲3	36	▲2	32	▲4	32	0	32	0	31	▲1	1	
地域型 保育事業	公立	小規模保育	3	1	1	▲2	1	0	1	0	1	0	1	0	0
		事業所内保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		家庭的保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		居宅訪問型保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	3	1	1	▲2	1	0	1	0	1	0	1	0	0
	私立	小規模保育	10	6	17	7	24	7	24	0	24	0	24	0	0
		事業所内保育	5	4	6	1	8	2	8	0	8	0	8	0	0
		家庭的保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		居宅訪問型保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	15	10	23	8	32	9	32	0	32	0	32	0	0
合計		18	11	24	6	33	9	33	0	33	0	33	0	0	

※各年度4月1日時点(ただし、3年度(見込み)は、令和2年10月12日時点で、令和2年度中に廃止及び認可・認定の内示を行った施設を反映)